

～みえ松阪マラソン応援～鈴の森イルミネーション

業務委託仕様書

1. 業務の名称

～みえ松阪マラソン応援～鈴の森イルミネーション業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)

3. 業務内容

(1) 松阪市文化財センター横のメタセコイア(メインツリー)及び周辺をイルミネーション等で装飾

3万球程度のLEDライト等を使用し、松阪市文化財センター横のメタセコイアの木1本とその周辺エリア(文化財センター事務所棟の壁面を含む)を装飾する。文化財センターが閉館している時間も、壁面の使用は可能とする。そのほか、来場者の導線を考慮した安全管理用照明機器等を設置する。(別添1「鈴の森イルミネーション施行対象範囲図」のとおり)

【イルミネーション実施期間】

令和8年12月5日(土)～令和8年12月27日(日)

各日午後6時～午後9時

※12月19日(土)は点灯しない。

※12月20日(日)は午前5時から午前7時も点灯する。

①イルミネーションの設計

詳細図、施工図等の必要資料を作成するものとするが、必要資料の詳細については、契約後、受託者と委託者の協議で決定すること。

②イルミネーション実施期間中の維持管理

保守メンテナンス(実施日前々日までにテスト点灯)を行うこと。

③イルミネーションの撤去

実施期間終了後、速やかに資機材を撤去すること。

④点灯式の企画・運営

令和8年12月5日(土)に点灯式を開催するものとし、以下の必須事項を含め、点灯式の企画を提案すること。

【必須】・市長挨拶

・市長が点灯ボタンを押すこと

上記必須事項に加え、点灯式を盛り上げるための具体的な企画内容を提案すること。

⑤イルミネーション点灯時間

イルミネーションの点灯時間は、原則として午後6時から午後9時までとする。ただし以下の日程については特別対応とする。

鈴の森公園及び駐車場一帯でみえ松阪マラソン開催に向けた準備を行うため、12月19日(土)はイルミネーションを開催しないものとする。12月20日(日)は午前5時から午前7時も点灯する。

※費用配分に関する留意事項

本事業における(1)に係る費用については、総事業費の2分の1以上とする。なお、(1)に係る経費について、別途見積内訳書を添付して明記すること。

(2) 鈴の森公園の噴水エリアにおいてマーケットを実施

イルミネーション実施期間中、土日は鈴の森公園の噴水エリアにおいてマーケットを行うこと。マルシェやキッチンカー等複数店舗の出店を想定しているが、内容については事業者からの提案によるものとする。また、出店者については、受託者からの提案を委託者と協議して最終決定すること。なお、みえ松阪マラソン開催に伴い、噴水エリアや駐車場を使用できず、マーケット不開催となる日(12月19日の予定)が発生するため、不開催日はマーケットに係る資機材等をすべて撤去し、開催日に再度設置すること。

※12月20日(日)は通常通りマーケットを開催する予定だが、急遽開催できない可能性があるためそれも考慮すること。

(3) 子どもの夢を記載したペットボトルの活用について

市内小学生を対象として集めた「子どもの夢」を記載したペットボトルを活用し、イルミネーションを彩る企画を提案するものとする。

①ペットボトルの仕様：500mlサイズのペットボトルを使用するものとする。

②使用個数の想定：1,000本程度を想定するものとする。

③企画提案の方向性：令和7年度に実施し好評であった「小学生が夢を描いたペットボトルツリー」の事例も参考にしつつ、ペットボトルツリーに限定せず、事業者の独創的なアイデアによる活用企画を提案すること。

④ペットボトルの提供：別途、夏休み期間に市内小学生に作成を依頼したペットボトルを提供するものとする。(別添2「鈴の森イルミネーションペットボトルツリー素材」を参照)

(4) マラソンランナーとの連携企画について

みえ松阪マラソン大会事務局との連携を図り、ランナーが参加できる企画を提案するものとする。ランナーのモチベーション向上や大会の盛り上げに繋がる、独創的なアイデアを提案すること。

(5) 警備の実施

実施期間中会場内周辺において、初日（点灯式開催日）は少なくとも警備員6名（内4名は駐車場警備）、平日は少なくとも警備員2名、マーケット開催日は少なくとも警備員4名の体制で警備を実施すること。

【必須】会場警備、駐車場及び駐車場周辺警備

（別添3「鈴の森イルミネーション警備員配置想定図」を参照）

(6) 来場者数カウントの実施

実施期間中、来場者数をカウントし、来場者数の速報値を開催各日の翌日までに委託者へ報告すること。

【必須カウント場所】鈴の森公園駐車場から鈴の森公園への入口

(7) 広報業務の実施

①メインビジュアルの作成

イベントを周知するため以下の条件を満たしたメインビジュアルを作成すること。提供されるメインビジュアルは多目的（SNS投稿、デジタルサイネージ等）に利用できることを想定。

- ・来場者にイベント内容を伝え、興味をひかせるビジュアルデザイン
- ・イベントのタイトル
- ・開催日時
- ・開催場所（地図やアクセス情報は含めなくてもよい）

②イベント案内看板（少なくとも5枚）

鈴の森公園駐車場入口付近に設置。なお、みえ松阪マラソン開催に伴い、12月19日、20日は撤去すること。

【納品期限】令和8年9月30日（水）

※①、②は委託者で配布する。

※WEBサイト等での広報については、受託者が効果的な提案をすること。

(8) 関係書類の作成

①実施工程表

受託者は、実施工程表を委託者に提出しなければならない。また、工程に変更が生じた場合はその都度提出しなければならない。

②業務完了報告書

受託者は、本業務完了後速やかに、業務完了報告書をデータ及び書面で提出するものとする。なお、写真を用いて会場設営・撤去の作業状況を記載し、設置物については設置場所・設置数が分かるように記載すること。各日の来場者数を記載すること。

4. 留意事項

(1) イルミネーション及びマーケットに関する要件等

- ア 電気について、安全管理のため、公園の電源や発電機は使用しないものとする。受託者が電気会社への申請と契約を行い、発生する電気料金（引込工事費用等含む）はすべて受託者の負担とすること。
- イ 市内外の人が楽しめる内容とすること。
- ウ SNS等での拡散につながるような企画とすること。
- エ コンセプトを明確にしたデザインとすること。
- オ イルミネーションは、点滅パターンなどに工夫を凝らして単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませるコンテンツを取り入れること。
- カ デザイン作成にあたっては、著作権等に配慮すること。
- キ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。
- ク 近隣住民の日常生活及び公園に隣接する図書館の利用環境に支障をきたさぬよう、イベント開催時の音量等に十分配慮するものとする。
- ケ 鈴の森公園内の芝生を傷つけないように配慮すること。
- コ マーケットを実施する噴水エリアについての噴水設備に損傷を与えないように、出店計画や配置を検討すること。噴水エリアへの車両侵入については、委託者と別途協議すること。

(2) イルミネーション等の設置・撤去に関する要件等

- ア イルミネーション等の設置及び撤去にあたっては、常に細心の注意を払い、公衆及び作業員等の安全を図ること。なお、作業中に事故が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- イ 作業中は所要の人数を配し、作業箇所の整理、整頓に努めること。
- ウ 高所作業等で設置作業を行う場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び、連絡方法等について委託者と協議し、これを厳守すること。
- エ 受託者は、当該作業に関する関係諸法令等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は受託者の責任において行うこと。
- オ 装飾や配線等が必要な場合は、委託者及びその他関係者と協議のうえ、歩行者や通行車両、案内看板等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- カ イベント不開催時間においても通行等の妨げとならないように配慮すること。
- キ 来訪者がイルミネーション等に触れることを想定し、安全性及び悪戯防止を考慮すること。
- ク 施設及び樹木等を損傷することのないように十分配慮すること。また、それらを損傷したとき、既設構造物や芝生等を汚染したときは、受託者の責任で復旧すること。

- ケ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。
- コ 使用機材の管理については、受託者が一切の責任を負うこと。また、使用機材の盗難等が発生した場合は、受託者が警察に届け出ること。
- サ 設置後は、点灯確認及び点灯式のリハーサルを委託者立ち合いのもと行うこと。委託者から指摘があった場合は、即座に改善を図り、再度点灯確認及び点灯式のリハーサルを行うものとする。
- シ 本事業で設置した施設、資材等の撤去作業は、原則として令和8年12月31日（木）までに完了するものとする。
ただし、イルミネーションの最終日が12月27日（日）であり、その後の期間において高所作業車の借用が困難となる可能性を考慮し、高所作業を要する撤去作業については、令和9年1月6日（水）までに完了するものとする。

（3）イルミネーションの点灯期間中における要件等

- ・悪天候の場合の対応について、委託者と受託者、その他関係者とで協議すること。
- ・点灯日は原則として会場内の巡回・点検を行い、不点灯箇所等を発見した場合は、速やかに修復すること。また、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

（4）その他の要件等

- ア 受託者は、委託者及び関係者が出席する定期的な会議を主催し、必要な資料作成、進行及び記録等を行うこと。
- イ イルミネーション等の設置に係る関係機関・団体との協議・調整は委託者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。
- ウ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議をし、決定すること。

5. 支払方法

業務完了後、履行内容を担当者が検査し、全ての関係書類が提出され、契約書に定められた内容に合格していることを確認した上で、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

6. 担当者

Visit Matsusaka 実行委員会

事務局：松阪市役所産業文化部観光交流課

（小泉、三田、渡辺、谷川、杉坂、大岩、關口）

連絡先：0598-53-4196